

母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業のご案内

母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業とは

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に必要な技術や資格を取得するために、雇用保険制度の教育訓練給付の指定を受けている講座を受講する場合に、その受講費用の一部を給付金として支給されるものです。

1. 対象となる方

市内に住所があり、20歳未満の子どもを養育している母子家庭の母または父子家庭の父であって、次の要件を全て満たす方

- (1) 適職に就くために教育訓練が必要であると認められる方。
- (2) 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている方。
- (3) 過去に本事業の給付金の支給を受けていない方。

2. 対象となる講座

- (1) 雇用保険制度の『一般教育訓練給付金の指定講座』
- (2) 雇用保険制度の『特定一般教育訓練給付金の指定講座』
- (3) 雇用保険制度の『専門実践教育訓練給付金の指定講座』

※雇用保険制度の教育訓練の指定講座はハローワーク等でご確認ください。

3. 給付金の支給額

	雇用保険支給要件なし		雇用保険支給要件あり		支給上限
	支給時期	支給割合	支給時期	支給割合	
一般教育訓練講座	受講修了後	60%	受講修了し、雇用保険の支給後	60%から雇用保険支給割合を除く	20万円
特定一般教育訓練講座		60%			20万円
専門実践教育訓練講座	・受講修了後 または ・受講中 (半年ごとの支給)			85% (★) から 雇用保険支給割合を除く	①
	追加	修了後資格取得し、1年以内に就職等した場合	25% 追加支給		

- ・ (★) 専門実践教育訓練講座の追加給付の対象にならない場合、支給割合は60%になります。
- ・ 支給上限額は、※1※2 いずれか低いほうの額になります。
- ・ ※ 自立支援教育訓練給付金の算定額（支給額）が1万2千円以下となる講座は、支給対象外です。

4. 留意事項

・受講にかかった経費について

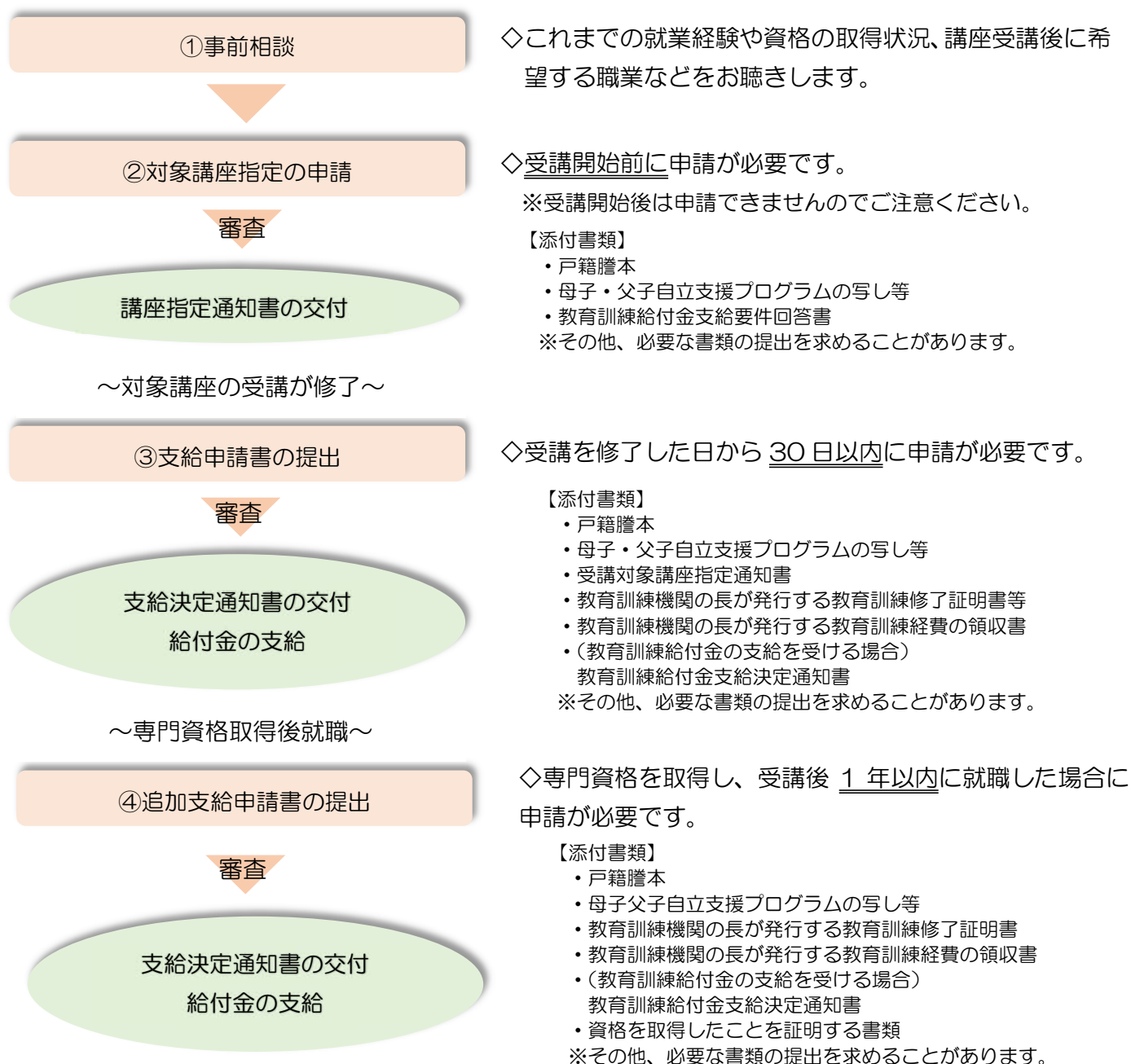
【対象となるもの】※講座指定通知書の交付日以降に支払われたものが対象です。

入学金又は登録料、受講料、教科書代、教材費及び受講に必要なソフトウェア等の補助教材費(パソコン等の機器購入に係る経費を除く)、上記に係る消費税

【対象にならないもの】

対象講座以外の受講料、教育訓練機関が実施する各種行事参加に係る経費、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、受講のための交通費、クレジット支払に伴う分割手数料や利息、未納となっている入学金及び受講料など

5. 支給までの流れ



◇これまでの就業経験や資格の取得状況、講座受講後に希望する職業などをお聴きします。

◇受講開始前に申請が必要です。

※受講開始後は申請できませんのでご注意ください。

【添付書類】

- ・戸籍謄本
- ・母子・父子自立支援プログラムの写し等
- ・教育訓練給付金支給要件回答書
- ※その他、必要な書類の提出を求めています。

～対象講座の受講が修了～

◇受講を修了した日から 30日以内に申請が必要です。

【添付書類】

- ・戸籍謄本
- ・母子・父子自立支援プログラムの写し等
- ・受講対象講座指定通知書
- ・教育訓練機関の長が発行する教育訓練修了証明書等
- ・教育訓練機関の長が発行する教育訓練経費の領収書
- ・(教育訓練給付金の支給を受ける場合)
教育訓練給付金支給決定通知書
- ※その他、必要な書類の提出を求めています。

～専門資格取得後就職～

◇専門資格を取得し、受講後 1年以内に就職した場合に申請が必要です。

【添付書類】

- ・戸籍謄本
- ・母子父子自立支援プログラムの写し等
- ・教育訓練機関の長が発行する教育訓練修了証明書
- ・教育訓練機関の長が発行する教育訓練経費の領収書
- ・(教育訓練給付金の支給を受ける場合)
教育訓練給付金支給決定通知書
- ・資格を取得したことを証明する書類
- ※その他、必要な書類の提出を求めています。

— 手続・お問い合わせ —

一関市役所 児童保育課手当係
(一関保健センター内) 21-2172